

令和8年5月25日

お客さま各位

静清信用金庫

「企業価値担保権」の取扱開始について

静清信用金庫（理事長 鈴木義行）は、令和6年6月に「企業価値担保権」の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律」が成立し、令和8年5月25日に施行したことに伴い、本日より「企業価値担保権」の取扱いを開始いたします。

同法律の目的は、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、事業の実態や将来性に着目した融資を後押しする仕組みとして位置づけられています。

当金庫は本制度を通じて、地域中小企業への資金供給手段の拡充と伴走支援機能の強化に取り組んでまいります。